

第349回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成26年4月28日(月)午後1時30分から午前15時00分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス
(鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2)
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、生越委員、米村委員、武良委員、
米田委員、祇園委員、景山委員、遠藤委員
鳥取県：三木水産振興局長、清家漁業調整係長、森田漁業調整係長、
平野水産事務所長
事務局：小畑事務局長、宮永次長、太田書記
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
(1) ばいかご漁業の許可取扱方針の改正について(協議)
(2) クロマグロの資源管理について(報告)

6 議事の経過及び結果

定刻となり、小畑事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、新任の三木水産振興局長、小畑事務局長、太田書記が挨拶し、議事録署名人として、景山委員、遠藤委員が指名され、議事に入った。

議事1 ばいかご漁業の許可取扱方針の改正について(協議)

[操業区域について、「ズワイガニ増殖場(位置は別に定める。)内を除く」とあるが「(位置は別に定める)」という文言を削除すること、という意見を附し、原案に同意する旨決議された]

森田係長が資料1に基づき説明した。

[田口会長] 委員の皆さん方からの質疑をお受けします。ありませんか。

[景山委員] 森田くん。最初、許可出した時には、制限区域は書いてなかったのか。

[森田係長] そうですね。最初は、ズワイガニ増殖場内を除くということしか。そういう書き方です。

[景山委員] 明確な位置はなかった。

[森田係長] 明確にはなかったです。

[景山委員] 今回は。

[森田係長] 今回は、ここできちっと定めましょうということで。

[景山委員] そうは言ってもな、最初の出した時には、今度はこういうことをやると、ほとんど操業するところがないような感じだが。

[森田係長] そうです。あれからいろいろと出来ている部分はありますので。

[景山委員] 後で枠をこしらえて、入るなってことになれば、操業はほとんど出来ないということになるな。

[森田係長] 漁業者さんのほうからは、だんだんズワイガニ増殖場が増えてくると、操業できる場所が減ってくるので困るというご意見はいただいております。

[景山委員] たまたま、去年は鳥取県の水産課は分からなかったのだけど、兵庫県の増殖場の所に入ったということで、こういう問題がきたわけですか。

[森田係長] そうですね。

[景山委員] それと、やっぱり島根県もあるしな。島根県のばいかごも、来るな。それに対しては、どのような取締り方法をするのか。はっきりとするなら、島根県もそのような形でやめてくださいって。そういうことにしなければいけないぞ。

[森田係長] はい、それは考えております。

[景山委員] そうしたら、うちの者もやるけどな。

[森田係長] 以前からも、島根県がズワイガニ魚礁の中に漁具を設置したりというようなことで通報があったりするのですが、その時は、その都度、島根県の方に、島根県の漁具と思われるものが入っていますので撤去するように指導してください、ということで、島根県のほうには申し入れは行っているところでございます。それにつきましては、また引き続き。

[景山委員] やっぱり、はっきりと枠をするのなら、入れないということだ。島根県のばいかごも、このように禁止にしてな。一緒にやらなければ、おかしいで。

[森田係長] 島根の方には、また話しに行きます。

[景山委員] はっきりした答えもらってないような話だ、島根県から。

[森田係長] 島根県からですか。

[景山委員] 話しをすることはある。

[森田係長] 島根県の方に、話はします。

[景山委員] 話はそこからだ。

[森田係長] これは、これからします。

[景山委員] 用意ドンでするならいいけど、ばいかごの許可出す時に、このような枠をして。今度は、兵庫県との間で、そういう問題が起きて、新たな問題で、これはもう決めとかなければという形で、もうはっきりとしなければいけないというならな。今度は、採算ベースに合わないということにもなるからな。だけん、島根の隠岐の島にもあるからな。

[森田係長] 島根県の方には、その話はします。

[景山委員] します。これから。

[森田係長] これからです。

[景山委員] ほんなら、これもなあ。明確してもらってからやらないといけない。

〔森田係長〕 ただ、ズワイガニ増殖場を除くというのは、これまでもこういう決まりになっていましたので、結局、変わらないと思うのですよね。ただ、位置を出したというだけなのです。

〔景山委員〕 全然違う。法的に違ってくる。

〔森田係長〕 確かに去年の兵庫の県境にある分については、うちも確かに知らないものだったので、いけませんよということも強く言うことは言えなかったのですが。その他の物につきましては、これに載ってる物につきましては。

〔景山委員〕 なんで、一から十まで、みんなこうはっきりとせんと、いけないのか。今までは、分からず入ったなっていうぐらいだったけど、はっきり強く言うのならば、そういうところがある。

〔森田係長〕 ただ、ズワイガニ増殖場は除くというふうに今なっていますので、取扱方針上は。そのの所は、はっきりと、一応設定させていただいて、この度は決めていただけたらと思っております。ズワイガニ増殖場に漁具を設置しないというのは、他の漁業との調整の中で出来た取扱方針となっております。今、決まっている所については、決まっているものということで考えていただきまして。結局、元々そうになっていたものを位置として表したということですので、そこは、ご理解いただきたいと思っておるところなのですが。

〔景山委員〕 もしもな、はっきりと線を引いて、操業をやって、またここ入ってトラブルになって。

〔平野所長〕 組合長、今の話なのですけれども。ご存じだと思うのですが、今回、これを出ている 134 度 22.2 分というのが、鳥取・兵庫の県境ラインの真北の線ということで、鳥取県沖合という境界にしようかと。一方で、今の島根県のばいかごの実態はどうかというと、これは、島根県の船は島根県許可となっているのですが、どこまで来ているのかというと、長尾鼻の沖の 134 度まで来ているわけですね。この 134 度まで来ていることに対して、多分、これまでも、この場でも議論したことがあると思うのですが。特に、私は今、取締船はやぶさという立場だと、134 度という線を明確に許可に書いてもらった方が、取締りはしやすいのですよね。一方で、長尾鼻沖というのは、鳥取県の東のほうにあって、そんな所までを許可証に認めるということに対して、やはり沿岸の漁師さんなどから、長尾鼻沖は島根県の海域かよと、そこまで行ってもいいのかよという既成事実をつくってしまうという観点で、反対の声もあって。本当に皆さんの意見を聞いていかないと、その 134 度というラインを、島根県知事許可だから、手続きとしては、鳥取県のほうが強く島根県に申し入れて、島根県が、じゃあ、それを許可に書いてやろうというところまでいかないと、勝手にうちではできないのですけれどもね。だから、今は、さっき言ったみたいに 134 度を越えた部分については、はやぶさが行っても、確認したら札を付けて、ここで操業しないでくださいと付けたり、県庁に電話して、134 度越えているから、すぐに撤去してくれと、そういうやり方でやっているというところなので。これを、島根県の方と、今後どう調整していくのか。ひとつ皆さんのほから、この方向性でという意見が出てくれば、過去に鳥取・島根の課長会議なんかで議題として、したことはある。

〔景山委員〕 ちょっと、おかしいことないかな。

[平野所長] いや、この鳥取・兵庫の場合は、調整上のトラブルがなくて、鳥取、兵庫の県境を北にやっつけてしまえば、とりあえずこのばいかごについては。もちろん他の漁業については、鳥取と島根の漁業の境界を定めるわけじゃないので、漁業種類によっては、双方に行き来っていうのは当然にあるのですけども。ところが、鳥取・島根の問題となってくると、まき網だ、いか釣りだ、全部がいろんなラインがあって、この長尾鼻というのが一番東のラインなのですね。この一番東のラインというものを、ラインとして正式にみたいな。

[景山委員] 操業において、ズワイガニ増殖場を、緯度経度もきちんと書いてある。島根県のどこに書いてあるのか、書いてないだろ。

[太田書記] 書いてないです。

[景山委員] 書いてないわな。それで鳥取県のばいかごの許可に書くから、いけないと思っている。島根県の許可にもここ書かせるならないけど。いや本当に、そういうことになってくるから、はっきりとやると。兵庫県の県境だけなら、ここは仕方ない。

[平野所長] 県境についてはということなのですね。県境はいいけれども、別に定める増殖場の位置までを、果たして厳密に書くかどうかという所ですか。

[景山委員] そこでトラブルがあったなら、いいけどな、カニ増殖場でカニをとったらいけないのだから。たまたま入って、ばいが入ったくらいならなと思う。

[米田委員] 会長さん、いいかな。

[田口会長] はい、どうぞ。

[米田委員] 島根が長尾鼻ということは、やりだしてから来とるわけか。最初から来ているということかな。

[平野所長] ばいかごについて、最初の議論がされたのは昭和40年代。県漁協が賀露の方が特に中心となって、その辺は、生越委員の方が詳しいかもしれませんが、40年代の頃からの申し合わせですね、沖底の方とばいかご。

[米田委員] だけど、許可証だったら県境を決めるのが当然だと思いますわな。許可証なもの。

[平野所長] ただ、皆さんが持っておられる刺網だろうが桁だろうが、全ての許可において、緯度経度が入っているものではなくて、書いてあるのは、鳥取県沖合としか書いてないわけですよ。それは、兵庫も島根も全部、島根県沖合、兵庫沖合という許可証にしかなくて、そこをじゃあ、東はどこまで、西はどこまでっていうのを厳密に決めているものもあれば、決めてしまうとやりにくくなるというものもあるという実態なのです。

[米田委員] だけど、桁網だったら、東部は阿弥陀川までしかいけないと、許可証には書いてありますよ。

[平野所長] それは鳥取県内なので、美保湾側と東部海域というのを分けて、その境界は明記してある。逆に県境側のほうの境界については、明記ができないという状況です。

[米田委員] だったら、組合長さんが言われたけど、兵庫県の県境決めるのだったら、島根と鳥取県も引き、それで許可証だから決めてもいいじゃないかなと思います。

[平野所長] あの、現状がうまくいっているものとはもかくとして、ばいのように決め

るべきだというのも、それは1つの考えとしてはあるとは思いますがね。

[遠藤委員] じゃあ、自分も決める。まあ、1つの考え。もう1つ、横のラインはないのですか。横っていうか、沿岸と言うのですか。

[森田係長] 横はないですね、はい。

[遠藤委員] 問題はないですか。

[平野所長] 水深の話ですか。

[遠藤委員] この縦は県境だけど、横のラインは。

[平野所長] それは、あるのはイカ釣りとか、水深に置いてやるものもありますけど。

[遠藤委員] 沿岸の底曳きでも、割合、沖合を漕ぐ時もあるけど、問題はないですか。

[景山委員] 遠藤君。このばいは、浅い所にはおらんから。深い所の。

[遠藤委員] 問題ないですか。

[景山委員] うん。浅い所にはおらんから。えっちゅうばいとか、あれは浅い所にはおらんから。

[遠藤委員] 大体わかるけど。アカイカに出とって、沖合でよく島根の白ばいのかごに出会うのです。要はそういうのが摩擦になるわけだから、島根の船がやっぱり長尾沖に来てるから。

[景山委員] 長尾を越えて、入ってやってるいる。

[遠藤委員] そうです。そうです。

[景山委員] やっているわけ。それを取締まれないから。

[遠藤委員] そういう時に、やっぱりアカイカの道具も引かかるんです。

[景山委員] それで、いけないのだ。

[平野所長] ちょっとすみません。私、事務局でもなく微妙な立場なのですけども、本当に海区の委員さんの意見として、鳥取・島根の間の、例えば長尾鼻とかっていう県境にしても、ある意味明記すべきだという意見があれば、これは多分正式な協議の場につかないといけないので、担当者が申し入れて、「はい」という話ではないので、鳥取・島根の両県課長会議とかっていう場での議題としては、検討を。

[景山委員] 島根県にな、全部とられるから、しなくてもいい、それは。取られるわな。本当だろう。

[森田係長] 134度の西の話も、今、島根県の方が入っていて、なかなか難しいというところもあるのですが、漁業者さんも西の方でやりたいって言うようなことも言っておられることがありますので。結局、この134度という位置を見ると、本当に県内でいうと東部の方ですので、そこは線を引いてしまっただうなのかなって言うところはあると思います。

[太田書記] よろしいですか。すいません、3年以上前のことなのですが、当初、ばいかごの操業者さん側から134度に線を引いて欲しいという要望がありました。けども、これは平野所長の発言にもあったように、134度に線を引いてしまうと、逆に今度はもう134度より西で操業することをほぼ放棄してしまうような、交渉上になってしまうのではないかとということで、許可証の中で134度に線を引くということをしてこなかったのが今までの事務局側の経緯です。今回は、東側に越境したということで、そこが明確でなかったということから、そこについては今回明示しようというこ

とで、まず線を引かしていただくと。

[景山委員] もうええ、そこは。競合する島根県のばいかごと、鳥取県のばいとが、競合する。そんなのあんまり良くない。もうな、今度は他の所に、引っ掛かってくる。ばいかごばかりではないから。天秤にかけてくるっていう。今度は、鳥取県の漁業が万歳なる島根県に。沖底がたちまちあれだけ。だから、どっちかっていうと曖昧にやったほうがいいわなど。それで今度は今回その増殖場の鳥取県の方が、ちょっとあんまり良くないということで発言した。兵庫県の境はいい、ここは。

[小畑事務局長] 組合長が言っておられるのは134度22分、ここは、場所を引くのはまあいいと。ただ、カニの所のこの座標は示す必要はないっていうことで。

[景山委員] それは入らんようにするだけ。文言が、法的にこんな出してくると、良くないよということで。

[森田係長] これはこれで、紙に出さずにうちで持っておいてということで。

[田口会長] ちょっといろいろ議論になっとりますけれども、最初に皆さまが今日のこの案件は、議事案件は協議ですから、諮問案件ではありませんから、もうギッタギッタに固まっている、というものではありません。それで、今、おっしゃいますように、鳥取・兵庫の関係のライン引きについては、今までの経緯があるからして、それは分かったと。だけど、それは分かったけども、同時に、その鳥取県と島根県の問題も解決しておかないと、ひょっとしたらいけないのではないかという、その提案があったと。それはまた継続して審議をしければいけない。ここで全て解決してしまうわけにはならないというふうに私は思います。だから、本日の協議案件について、これは一応認めていただけたけれども、これに付随して、この問題が浮上したと。だから、今後それひとつ事務局の方で提案等を考えていただいて、これについてまたご提案を賜るといふことにしてはどうなのだろうかという。ただ、ご意見があれば、またお伺いします。

[景山委員] それでね、今後もまたカニの増殖場をつくるということになればな、作る時に、関係者の周知、同意っていったことを考えないと。今まで同意的なことを考えないで、底曳きの単体でやって、ぼんぼんぼんぼん作っているわけだ、増殖場を。他の者にも関係があるのだけどね。全部同意をとらないといけんないし。今まで同意とったことないからな、増殖場では。賀露、網代、田後くらいで、他の所は全然なしにやってきているからね。だから、うちらが物申すも、一理ある。ねえ、生越さん。あんまり反対すると。生越さんの今までの経緯が、底びきの海だという考え持つてるからな、やっぱり言うんだ。なあ、生越さん。

[生越委員] いや、そうじゃありません。

[遠藤委員] もう一度いいですか。沿岸との問題はないですか、間違いなく。そのラインというのは。例えば、シイラ漬けとか、かなり沖合になるのですが、問題ない。ばいかごと沿岸の。

[景山委員] 100%ないことないわ。

[遠藤委員] さあ、そこらはいいのかなって心配する。

[米田委員] シイラ漬けは関係ないかな。

[遠藤委員] シイラ漬けしても。底曳きにしても、底曳きは結構沖合を引っ張る。

〔景山委員〕 底曳きはないな。底曳きの休漁期間やるだけえ。

〔遠藤委員〕 いや、沿岸ですよ。沿岸の百何メートルぐらいか、引っ張るんですよ。

〔太田書記〕 よろしいですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕 問題なけりゃあ、いいです。

〔太田書記〕 まず、小底との関係については、これは最初の許可の時にない。小底が一番沖で120～130mだと思うのですが、ばいかご自体が実際180メートル前後ということで。その白いかも大丈夫です。最初に議論になったのは、スルメイカとアカイカが大丈夫なのかということでは、この委員会の場で多少は議論をされていますけど、そんなにたくさん設置されるものでもないということで、特段、灘側、沿岸側に線を引くというような許可にはしていなかったということです。はい。

〔景山委員〕 会長。

〔田口会長〕 はい。

〔景山委員〕 会長が言われる、この線は了解ですけど、この枠の、この文面。許可証に長々とこれを全部書くとね、あんまりよくないかなと思う。同じ島根県の許可証にも書いてないしね、ということ。あとね、もう6月1日から出す許可には、これを書いて出す予定だったかどうか。

〔森田係長〕 今日決まればですね。

〔景山委員〕 決まれば、なあ。

〔小畑事務局長〕 じゃあ134度は入れさせていただいて、その位置を別に定めるは入れないというふうに。

〔森田係長〕 入れなくて。ただ、こちらはうちで持ってますのでという話というか。

〔平野所長〕 実際に今その指導をしています。

〔森田係長〕 事前にこれも配ってはおります。

〔田口会長〕 それは事務局しっかり出来るわけですか。可能なのですか。今の景山委員さんからのご質問に対する答えとしてね。

〔森田係長〕 そうですね。今回、なぜ、こういうことをしようかなというところがあったのは、結局、聞き間違いとか情報漏れとかの連絡漏れがないようにしましょうということが1つの大きな視点ということになってまして、それで一番分かりやすいのが許可の取扱方針に書くっていうのが、分かりやすいっていうところがありますので。例えば、漁業者の方にこの増殖場の位置を取扱方針の中には書かないまでも、これですよっていうふうに渡して、はっきりと周知をするということができるような方策があれば、それは出来るのではないかなと、担当者としてはそう思っておりますが。

〔景山委員〕 なぜ言うかという、ばいかごの許可出す時にも、この明確な増殖場の位置もな、はっきりと出してないわけ。

〔森田係長〕 最初はそうでした。

〔景山委員〕 知った者もないしな。沖底は知っとるけどな。どう周知徹底して、これでもいいと操業するからということになってない。現状はどうしてもこうなると思う、増殖場がな。まだこれからも予定はあるのか。

〔森田係長〕 予定はありますね。はい、今作っている。

〔景山委員〕 その時は、はっきりと同意書取っておかないけないで。計画が出て導入する時には、はっきりと証書をもらわなければいけないで。

〔太田書記〕 フロンティアの件に関しては、ばいかごの話が出る前に、水産庁の方の事業になるんですけども、沖底さんと、それから島根のばいかごと、かにかごには協議はかけているのですけれども。この当時、鳥取県のばいかご漁業者というものが存在していなかったの。

〔景山委員〕 いや、小底なんかにも言ってないですよ。

〔太田書記〕 小底には、ないと思います。おそらくその小底の漁場とはかぶらないということ。

〔景山委員〕 いや、被る。地蔵崎と西郷の真ん中に、設置するだが。要は、まき網のを。

〔太田書記〕 ああ、まき網ですか。

〔景山委員〕 まあ、今日、その他の件でも、小底の件をお話伺おうと思っています。

〔田口会長〕 はい。今、委員さんのほうからは、いい表示方法があればということになっていきますけれども。さっきの話、皆さん方がお聞きのように、ラインの問題は分かったけれども、細かく書いてある位置図の話ですか、この辺については、ちょっと抵抗があるということですので、これを、削除してでも、操業のですね、委員会での取扱いができるとすれば、そういうふうにしてもいいと思いますが。ただ、今の意見は十分に聞いていただいて、それで、どう対応するのかというものを考えていただかないといけないというふう。それも、いつかは考えるのではなくて、早急に、それをあわせて検討していかなければいけないことになるだろうと思いますが、それでいいですか。事務局のほう。はい、どうぞ。

〔平野所長〕 増殖場の位置図については、今の緯度・経度をもとに、すでに、今の許可を持っている漁業者の方には、去年のトラブル以降、説明をしております。ですので、今ももうその認識は持っておられる。それを、改めて今回、法的な整理という意味でも、許可証の中に操業区域を入れてはどうかという案だったので、景山委員のほうから、そこまでの必要がないということなので。そうであれば、これを落としても、実質的に増殖場はやめてくださいよということ自体は変わらないわけなので、そこは担保はできると。特に問題はないだろうというふうには思いますけれども。引き続き、だから漁期前には、改めて許可を持っている船の船長さんに、もう1回指導して、ここは、こうなっていますよということは、やりたいというふうに思っています。

〔景山委員〕 それで、書くようになれば、島根県のばいかごも一緒に書くと。

〔森田係長〕 書く時にはですね。

〔景山委員〕 うん。許可証に書くときにはな。

〔小畑事務局長〕 結局、今はそこまでがなかなか詰められないので、そうなるを書けないと、あと1カ月までに。だから、やるとすれば、島根県とそういった話もついて、島根県の許可にも、ここに書いてある緯度・経度をしっかりとした囲ったものを、書けるような条件になれば、鳥取県もそのときには、今の原案を、ひよっとしたら復活させていただくような許可という状態になるかと。

〔景山委員〕 まあ不可能だと。太鼓判つけといてやるわ。間違いない。

〔田口会長〕 はい、いいですか。はい、どうぞ。

〔生越会長職務代理者〕 ごめんなさい。意見でもないですけど、この兵庫・鳥取の県境は、いい線だなと思って、取締りに十分効果があるなという感じだったけど。まず、ばいかごの許可の時の問題は、まず資源管理のために、設置漁具の位置をきちんと報告しなさいよというものであったり。それから、ばいの資源管理をきちっと守ってください。それから、今度は落ちかご。これは非常に資源にも悪いので、落ちかごをきちんと始末していただきたいということは、何個入れたら、何個追加しましたぐらいは教えてくださいとあって、ここに座っている。毎度こういう具合に約束している。これをしっかりと、取締まりというか、指導をしっかりとやってくださいということ。それから、島根のほうに回ることに、全部じゃないです。だから、底曳きと島根ばいかごとの、やりとりをする時に、この場所は、漁礁をつけるけども、ばいかごをやってもいいですと底曳きとしては了承している格好です。とにかく報告してもらおう。そこに漁礁を設置したいというのは、島根が反対でできない。要は、さっきの問題もあってね。島根もよしというか、魚礁の中が採捕の禁止になってる、一時的には禁止になっとるけども、さらにつけるとなるちゅうと、今度、新しいやつが反対するのが、出たもんだけえ、我々のときは、とにかく資源管理のための魚礁が欲しい。島根、鳥取とは、元々つながった中で、この区域だけは、島根が獲ってもいいから、設置させてくださいという意見があったもので。それから、線を引っ張ると今、非常にいろいろ問題があって、その漁場を制限する線が引っ張ってあって、なかなかやりにくい事情がある。底びきとばいかごだけの問題ではない。線を引っ張ると、非常に難しい問題がある。そこで、鳥取県の長尾鼻の 12 マイル位までは入って来てた。これで間違いないか言って、我々も調べてまわってみて、取締を注意して船に乗ったいきさつがあるけれども。だけどもあ、横に線はない。近い沖でやってもそういった問題があるので。まあ私の願いは、特に事務局としてしっかりと指導してやってくださいということ。

〔森田係長〕 はい。指導の方はまた、漁期前にさせていただきます。

〔三木局長〕 それぞれの書いてある条件をきちっと守って、最低限度のね。

〔森田係長〕 そうですね。

〔三木局長〕 当たり前のことだけえ。

〔森田係長〕 去年のも条件というのは説明してるんですけど、そこをまたはやぶさとも相談して、間違えがないように、きちんと漁期前の指導をするように話をしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

〔景山委員〕 もう一つ。やっぱり、あなた方は、鳥取県の水産課の職員だからな。やっぱり、島根県に負けんようにな。大いに体を張って頑張ってくださいということ。絶対、島根県なんかも、これで書くようなことは絶対はないよということ。太鼓判はつけておいてやろう。同じ条件で漁業ができるように、やれるようにしてやってください。あなたたちは、鳥取県の職員だけ。頭に入れとけよ。島根県の職員じゃないだけえな。

〔森田係長〕 はい、分かりました。

〔田口会長〕 それでは、ばいかごの関係の取扱方針の改正についての案件を、協議をお

願いたいと思います。案件のトータルとしては、これで通すという形で承認がされましたが、位置図に関しての明示、これを、今回はしないということで、それを附帯して了解するというにしたいと思います。それでよろしいですか。ありがとうございます。

〔景山委員〕 悪いことをするわけじゃないだけえな。気分上、同じ条件にさせないと、ということだからな。黙認するわけじゃない。

〔田口会長〕 はい。では、そのように扱っていただきますようお願いいたします。

議事2 クロマグロの資源管理について（報告）

〔議案について報告された〕

森田係長が資料2に基づき説明した。

〔田口会長〕 それで報告が終わりました。各委員さんの質疑を受けます。よろしいですか。それでは、第2の案件は、報告案件は、これにてまとめをいたすということで終了したいと思います。

その他

〔田口会長〕 今日予定している議事については、この2案件でありますから、終わったわけですが、その他案件はありますか。その他案件は最初に事務局のほうからその他案件ありますればお願いします。

〔清家係長〕 資料はありませんけども、1点報告をさせていただきたいというふうに思っております。本日、ばいかご漁業の許可の取扱方針について協議をさせていただいたところではあるのですが、平成23年にはですね、リムカムメイ有限会社という会社が、このばいかご漁業の許可を受けて操業したところでございます。しかし、この会社は、県の度重なる指導にも関わらず、兵庫県香住沖で操業を繰り返したということがございまして、この海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で、許可の取消処分、行政処分を平成24年5月7日付けで行ったところでございます。その後、この会社より県の行った許可取消処分は不当であるということで、国に対して審査を求めました。この国の審査が行われていたところでございます。この審査結果が、3月31日付けをもって出まして、県の処分は違法だとか不当な処分ではないという形で、審査請求する理由がないという形で、行政用語で棄却という結果、これを国の方が出しました。今回、県の方の言い分も認めてもらっているという形になっています。今後について、国のほうから一定の結論が出されたところでございますが、さらに不服という形であれば、訴訟という手段になります。訴訟になるかどうかというのは、はっきり分かりませんが、今回、国から一定の結論を出されたというところがありましたので、ご報告させていただきたいと思います。以上です。

〔田口会長〕 3月ってというのは26年3月のこと。

〔清家係長〕 はい。

〔田口会長〕 前年度といたしますか。

〔清家係長〕 前年度じゃない、平成 26 年の 3 月です。この 3 月ですね。ついこの間出たと。

〔田口会長〕 報告に対しての質疑ありますか。はい。他にはございますか。ない。なければ、じゃあ、委員さんのほうからのその他ということ。

〔景山委員〕 会長さん、実はね、小型底びき網の件ですけど、鳥取県に相当許可があって、実態にあわんようになりましてね。けたの棒、ビームが 10 メーターという具合で許可証に書いてありますので、何とかこれを延長して、目合いを大きくして操業できないだろうかという小型底びき部会の会長さんが、水産局長の三木さんに要望書を預かっていますので。ちょうどいい機会ですので、こういう問題が起きておりますので、ひとつまた水産課も検討しなければいけないことがあります。これ以上、小型底びきが少なくなってくるかもしれないなということで、赤碕さんも組合長さんが来ておられますけど、大半は小型底びきの許可を持っておられるけど、ほとんどもう小型底びきから刺網とかに転換しています。高齢化など、いろいろ問題ありまして減っておる時代で、いつまでも 10 メーターで、効率いいか悪いか分からんだけど、15 メーターやったら、こういう形の資源管理ができるような網をこれから改良して、なんとかできないだろうかという陳情が参っておりますので。これ水産局長宛てですので、そういう問題を知って、三木さんも、いろいろ苦労しておりますけど、実際は水産課のほうも許可がなんぼあって、現在稼働しとるのなんぼあってということも調べていただいて、操業実態も調べていただいて、今年からね、いい方法があったら、一緒になってやっていただければということでございます。とりあえずこれは、案で水産局長さんに要望書を持って来ておりますけど、本当に燃油は高くなるし、高齢になって、だんだん衰退してきて。今年はそういう実態を水産課のほうも掴んでいただいて、これではいけないなと思ったら、いろいろ関連調整さんにまた報告していただいて、今年の後半までになんとか話の目途ができないかなと私も思っています。会長、副会長さんも、そういう考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔祇園委員〕 会長、いいですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔祇園委員〕 この件につきましては、数年前に協議がなされた件でございます。この調整委員会では一応賛同を得て、再度、県内の漁業者の方に、たぶん東・中・西の振興協議会だったと思っておりますが、そこの協議会で反対意見が多かったということで。これは、前々から、ビームを、先ほど景山組合長さんからもありましたように、島根県とのトラブルが特に西部はあるわけです。10 メーターと 15 メートルの差ということで、かなり漁具の。それで当時は、中型も非常に違反が多くて、賀露から境に行くというような時代の状況だったと記憶しておりますが、そういった漁場でのトラブルが起きる可能性があるということで。現在うちのほうはそういった小底、今あまりメリットがないということで。たぶん沖になると 10 メーターではだめだというふうに思っております。そういった意味からも今後そういった検討をしていただいたら、ありがたいなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

〔田口会長〕 ありがとうございます。どうぞ。

〔三木局長〕 昔、資源管理担当していたときに、小底のビームの話は伺っておりまして、当時栽培漁業センターが試験調査をしたことを覚えています。資源に与える影響はどうかということも含めて、確か詳細なデータを取った。資源の状況が変わっているのもう1回しなければいけないかもしれません。それが1つと、いわゆるビームを長くした場合、短くした場合、どのぐらい影響があるだろうかという試験。景山委員はご存じのように、島根県の特に美保関ですね、ここの調整をどうするのかという問題が次でございます。仮に県内がまとまったとしても島根県とまとまらなかったら、この話はうちだけが良くて、島根県はだめになってはいけませんので。そういう話を持っていくと、先ほど景山さんのほうから、うちの漁場は地蔵崎の向こう側のほうまでって話をされていましたが、島根県実は行けないのですよね。そんな話まで解決しなければいけない問題だと思っています。ですから、単にビームの長さが10メートルをどうしようかというだけでなく、美保湾全体の小底のあり方をどうしようかということも含めて議論せんと、単に良いとか悪いというわけにはなかなかならんと思っています。

〔景山委員〕 すいませんね、局長。そういう話を真剣に島根県とまだ話ししてないですよ。話をして、この状態では本当に小底がなくなるという。そこを踏まえて10年前からだいぶ変わってきたからな。

〔三木局長〕 たぶん委員おっしゃられるように、時代は変わってきていると思います。確かに燃油も99円80銭ですからね。もう100円近くなっていますし、時代は変わってきておるので、やっぱりはもう1回、10年前のデータはチャラにして、もう1回持って行くのがいいのかなという気はしております。

〔景山委員〕 やったらいい、もう1回。後継者も少なくなるし。

〔三木局長〕 昔、ラインまでも決めようかっていうぐらいまできておったのですが、途中で破談になりました。破談になったのが、あまりにもさっきの話、島根県が我が海みたいなことを言い出すものですから、最後にもうこの話はなしになってしまいましたけど、うちは結構積極的に、さっきの漁礁の話じゃないですけど。

〔景山委員〕 いっぺんには出来ないから、徐々に話し合いをして。

〔三木局長〕 それだけでは、仮に15メートルか14メートルだか知りませんが、それが使える範囲はこの海域ですよというのでは飲んでくれないといけないような気がします。

〔景山委員〕 そういうのを交えな。今度は岸さんだけだね。

〔三木局長〕 もっと厳しいかもしれないですよ。景山さん、最終的なのは、国の承認がいりますから。ある程度科学的につくった。

〔景山委員〕 そうですね。科学的に、やっぱり研究して詰めていって、これだってやっつけていかなければ。本当に水産課は何をしているんだって言われてもいけない。重大な案件を押し付けたけど、課長、それから局長、ひとつよろしくお願いします。

〔遠藤委員〕 東部の方の意見を言うのはまだこれからですか。聞かれるのは、今のビームの流さのことは。

〔景山委員〕 まだここから。その時はあなたに出てもらわなければいけん。

〔遠藤委員〕 でもそうは言われても、賀露は結構おりますよ、小底が。

- [景山委員] その件をあなたに任せて。
- [遠藤委員] 俺がビームなんとかしろということですか。
- [景山委員] いや、そういう時代の流れをな、やっぱり。
- [遠藤委員] 悪いけど、漁業者に意見聞かなければいけないな。
- [米田委員] 最初に出たって時の話は、13メートルにしたらどうかっていう、祇園さんの話、赤碕さんのほうが出て、それで今度、中部で会議したら、賀露が大反対して対して、この状態になってしまった。
- [遠藤委員] でしょう。東部は大体短いほうが賛成したと思うです。
- [景山委員] だけどな、反対する主張は、もう先が見えとる。やっぱり漁業を、いかにするっていうことに、耳を傾けん漁師は、絶対だめだ。賀露もそれは、前向きで考えなければいけない。よろしく。
- [田口会長] はい。これからのことを。その他案件で1つの提案、これから作る要望等があるらしいでございますから、その事前報告がありました。その他に加えることにします。他にございません、委員さんとか。ありません。じゃあ、その他案件については、これで閉じて。
- [景山委員] 要望書を局長に。
- [田口会長] 今。
- [景山委員] 皆さんの前で。前進した話をしなければ。
- [三木局長] これは、先ほども祇園委員さんも言われましたけど、また、浜の意見を聞きます。皆さんの意見を聞かないけません。最後、否決されるかもしれませんけどね、その中で。それは、景山組合長、よろしいですね。
- [田口会長] はい、以上で今日の委員会を終わります。ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

平成26年4月28日

議長会長

署名委員

署名委員